

医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

○平成30年度(29年分)の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要となりました。

○ただし、明細書記入内容の確認のために提示又は提出を求める場合がありますので、5年間は領収書を保管してください。

○必要書類:①医療費の明細書(自作の明細書も可) または ②医療費通知※(原本)
※「1.医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。